

2016年10月4日

[明石市教育長への要求書]

明石市労働組合連合会
明石市臨時・非常勤ユニオン

学校給食臨時調理支援員に関する要求書

日々、ご健勝のことと存じます。

平素は、臨時調理支援員に対しましては労働条件改善にご尽力いただきておりますことに感謝申し上げます。

さて、私たちの小学校給食職場においては、調理員の欠員もしくはアレルギー加配の対応に臨時調理支援員が定数に入り、正規職員と同じ調理業務をこなしています。

27年度からは、アレルギーマニュアルが改定され、調理員全員で協力しながら取り組んでいます。また、給食のメニューも毎年増え続け、より安全で美味しい給食を作るためには調理員の豊富な経験と知識、そしてチームワークが必要とされ、今や臨時調理支援員は給食職場になくてはならない人材となっています。

しかし、臨時調理支援員の雇用形態は新臨時職員制度が導入され、3年雇用となりました。今年度から、昇給制度の導入や賃金の月給制・任期付短時間勤務職員に準じた休暇制度の見直しがありました。ですが、雇用期間を3年で切れ、一般公募試験を受けなければならぬことに変わりありません。そうなると、臨時調理支援員が直面することは、民間委託が進められている中、3年後の雇用はとても厳しく、雇用が打ち切りになるとたちまち生活が成り立たなくなることです。常に雇用不安が付きまとい、調理業務に専念できません。

子どもたちへより良い給食を提供するためには、安心して働く雇用安定と、経験を十分に發揮できる労働条件が必要です。

よって、子どもたちの喜ぶ笑顔と他市に誇れる内容の献立を提供するために、下記のとおり安定した雇用継続と労働条件改善を組合員の総意を持って要求します。

尚、回答につきましては10月12日までに、誠意を持って文書にてお願ひし

ます。もし、誠意が見られない場合は、市労連をはじめ明石市臨職ユニオンの総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

記

1. 雇用について

公募試験なしの雇用継続をすること。

2. 賃金、労働条件を正規職員と同じとすること。

3. 休暇制度を正規職員と同じとすること。